

# 安全データシート (SDS)

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : トイレスカッシュ

化学品の推奨用途 : 尿石洗浄剤

整理番号 : SDS 58-02

供給者の会社名称、住所及び電話番号

供給者の会社名称 : クリアライト工業株式会社

住所 : 岐阜県関市山田1539-3

電話番号 : 0575-27-3051

FAX 番号 : 0575-27-3053

担当部署 : 技術部

緊急連絡先電話番号 : 0575-27-3051

作成年月日 : 2019年 2月14日

改訂年月日 : 2022年 5月 2日

## 2. 危険有害性の要約

### <GHS 分類>

#### 物理化学的危険性

金属腐食性物質 : 区分1

#### 健康に対する有害性

急性毒性 (吸入: 蒸気) : 区分2

皮膚腐食性/刺激性 : 区分1

眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 : 区分1

特定標的臓器毒性 (単回ばく露) : 区分1 (呼吸器)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露) : 区分1 (呼吸器、歯)

#### 環境に対する有害性

水生環境有害性 短期 (急性) : 区分3

(注) 記載なきGHS分類区分 : 区分に該当しない/分類できない

### ラベル要素

#### 絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険

## 危険有害性情報

金属腐食のおそれ  
重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
吸入すると生命に危険  
呼吸器系の障害  
心臓の障害のおそれ  
長期にわたる又は反復ばく露による呼吸器、歯の障害  
水生生物に有害

## 注意書き

### 【安全対策】

他の容器に移し替えないこと。  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
取扱い後は手や顔をよく洗うこと。  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。  
環境への放出を避けること。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。  
【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

### 【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。  
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
ばく露又はばく露の懸念が有る場合：医師に連絡すること。  
直ちに医師に連絡すること。  
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。  
特別な処置が緊急に必要である。  
特別な処置が必要である。  
口をすすぐこと。  
呼吸に関する症状が出た場合：医師に連絡すること。  
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。  
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

### 【保管】

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。  
施錠して保管すること。  
耐腐食性／耐腐食性内張のある容器に保管すること。

【廃棄】

内容物／容器を地方／国の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：混合物

成分及び含有量

成分名	含有量 (wt%)	CAS No.	化審法 No.
硝酸	33.8	7697-37-2	(1)-394
界面活性剤	非公開	非公開	非公開

### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。直ちに医師に連絡すること。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。

### 5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : この製品自体は燃焼しない。  
周辺環境に適した消火剤を使用する。
- 使ってはならない消火剤 : 情報なし
- 特有の危険有害性 : 火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。  
火災時に有毒なアンモニア、フッ化水素ガスを生成するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 消火活動は風上から行う。  
火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業を行う際は、必ず保護具を着用する。

### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項, 保護具及び緊急時措置 : 関係者以外の立ち入りを禁止する。  
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。  
状況に応じた適切な呼吸用保護具を使用すること。  
風上に留まる。  
低地から離れる。  
密閉された場所に立入る前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 環境中に放出してはならない。
- 封じ込め, 浄化の方法及び機材 : 危険でなければ漏れを止める。
- 回収・中和 : 不活性の物質（乾燥砂、土など）に吸収させて、容器に回収する。後で、中和又は廃棄処理する。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- |     |  |
|-----|--|
| 取扱い | <ul style="list-style-type: none"><li>・「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。</li><li>・【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。</li><li>・他の容器に移し替えないこと。</li><li>・粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。</li><li>・屋外又は換気の良い場所だけで使用すること。</li><li>・環境への放出を避けること。</li><li>・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。</li><li>・取扱い後はよく手を洗うこと。</li></ul> |
| 保管  | <ul style="list-style-type: none"><li>・換気の良い場所で保管すること。</li><li>・容器を密閉しておくこと。</li><li>・施錠して保管すること（毒劇物）。</li></ul>   |
| 容器  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ポリエチレン製容器</li><li>・消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。</li></ul>  |

---

## 8. ばく露防止及び保護措置

- |      |   |
|------|---|
| 管理濃度 | : 未設定   |
| 許容濃度 | : <ul style="list-style-type: none"><li>・日本産業衛生学会 2 ppm（2014年版）（硝酸）</li><li>・ACGIH TLV-TWA 2 ppm（2017年版）（硝酸）</li><li>TLV-STEL 4 ppm（2017年版）（硝酸）</li></ul> |
| 設備対策 | : 適切な局所排気装置・換気装置等を使用する。<br>取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。  |
| 保護具  | : 状況に応じた適切な呼吸用保護具を使用する。保護手袋を着用する（ニトリル、塩ビは不適、テフロン推奨）。保護眼鏡や保護面を着用する。保護衣を着用する。   |

---

## 9. 物理的及び化学的性質

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 物理状態                 | : 液体         |
| 色                    | : 無色透明       |
| 臭い                   | : 弱い刺激臭      |
| 融点／凝固点               | : データなし      |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲        | : データなし      |
| 可燃性                  | : 不燃性        |
| 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界    | : データなし      |
| 引火点                  | : データなし      |
| 自然発火点                | : データなし      |
| 分解温度                 | : データなし      |
| pH                   | : 1.0以下      |
| 動粘性率                 | : データなし      |
| 溶解度                  | : 水に任意の割合で溶解 |
| n-オクタノール／水分配係数（log値） | : データなし      |
| 蒸気圧                  | : データなし      |
| 密度及び／又は相対密度          | : 1.15～1.25  |
| 相対ガス密度               | : データなし      |
| 粒子特性                 | : データなし      |

## 10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 「危険有害反応可能性」を参照。
- 化学的安定性 : 通常の手扱い条件においては安定である。
- 危険有害反応可能性 : 二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと混触すると発火又は爆発する。  
硫化水素、リン化水素、ヨウ化水素、アセチレンなどと反応し発火又は爆発する。  
アルコール、フェノールと反応。  
この物質は強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質(テルペンチン、木炭、アルコールなど)と激しく反応する。  
この物質は強酸で、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。  
有機化学物質(アセトン、酢酸、無水酢酸など)と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。  
のこくず、木毛等の有機物質と接すると自然発火をおこす。
- 避けるべき条件 : 混触危険物質との接触。
- 混載危険物質 : 硫化水素、リン化水素、ヨウ化水素、カーバイド、二硫化炭素、アミン類、ヒドラジン類などと接触すると発火又は爆発する。のこくず、木片、紙、ぼろなどの有機物に接触すると自然発火する。還元剤とは燃える。  
ある種のプラスチックを侵す。
- 危険有害な分解生成物 : 窒素酸化物、硝酸ガス。

## 11. 有害性情報

- 急性毒性 : 経口 データ不足のため分類できない。  
経皮 データ不足のため分類できない。  
吸入 : 気体 GHSの定義における気体ではない。区分に該当しない。  
吸入 : 蒸気 ATEmixの計算結果が145ppmのため、区分2に該当。  
吸入 : 粉じん、ミスト データ不足のため分類できない。
- 皮膚腐食性/刺激性 : 加方式が適用できる成分からの判定:区分1の成分合計が濃度限界(5%)以上のため、区分1に該当。
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 加方式が適用できる成分からの判定:眼区分1の成分合計が濃度限界(3%)以上のため、区分1に該当。
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性 : データ不足のため分類できない。
- 生殖細胞変異原性 : データ不足のため分類できない。
- 発がん性 : データ不足のため分類できない。
- 生殖毒性 : データ不足のため分類できない。
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 硝酸が10%以上のため、区分1(呼吸器)に該当。
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 硝酸が10%以上のため、区分1(呼吸器、歯)に該当。
- 誤えん有害性 : データ不足のため分類できない。

## 1 2. 環境影響情報

### 生態毒性

水生環境有害性 短期（急性）	:	加算法の結果が濃度限界（25%）以上のため、区分3に該当。
水生環境有害性 長期（慢性）	:	データ不足のため分類できない。
残留性・分解性	:	データ不足のため分類できない。
生体蓄積性	:	データ不足のため分類できない。
土壌中の移動性	:	データ不足のため分類できない。
オゾン層への有害性	:	当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

## 1 3. 廃棄上の注意

### 廃棄物の処理方法

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

### 汚染容器及び包装

- ・容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規制並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

## 1 4. 輸送上の注意

### 国際規制

国連番号	:	2031
品名	:	硝酸、発煙硝酸を除く、濃度が20質量%を超え65質量%未満のもの
国連分類	:	8（腐食性物質）
容器等級	:	II
海洋汚染物質	:	非該当

### 国内規制

海上規制情報	:	船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	:	航空法の規定に従う。
陸上規制情報	:	消防法、毒物及び劇物取締法の規定に従う。
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	:	消防法、毒物及び劇物取締法の規定によるイエローカード携行の対象物 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 重量物を上積みしない
緊急時応急措置指針番号※	:	154

※ 北米緊急時応急措置指針に基づく。米国運輸省が中心となって発行した「2008 Emergency Response Guidebook (ERG 2008)」(一般社団法人日本化学工業協会によって和訳されている(発行元: 日本規格協会)に掲載されている。

## 15. 適用法令

労働安全衛生法	:	特定化学物質第3類物質（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号）（硝酸） 名称等を表示すべき危険有害物（法第57条、施行令第18条別表第9）（硝酸） 名称等を通知すべき危険有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）（硝酸） リスクアセスメントを実施すべき危険有害物（法第57条の3）（硝酸） 腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）
化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）	:	非該当
毒物及び劇物取締法	:	劇物（指定令第2条）（硝酸）
消防法	:	非該当
航空法	:	腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
船舶安全法	:	腐食性物質（危規則第2,3条危険物告示別表第1）

## 16. その他の情報

### 引用文献

- ・化学物質総合情報提供システム（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）
- ・原料のSDS
- ・JIS Z 7252 : 2019
- ・JIS Z 7253 : 2019
- ・日本産業衛生学会 “許容濃度の勧告”
- ・化学品法令集 化学工業日報社
- ・11892化学商品”化学工業日報社（1992）

### 責任の限定

本記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、危険性、有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合には十分な安全対策を実施の上でご利用してください。ここに記載した GHS 分類区分の算出根拠は、現時点における日本公表データです。

なお、この情報は新しい知見に基づき予告なしに改訂されることがあります。